



老計発第 0319002 号
老振発第 0319003 号
老老発第 0319002 号
平成15年3月19日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局計画課長



振興課長



老人保健課長



小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費について

先般、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号。以下「指定基準一部改正省令」という。)が公布され、平成15年4月1日より、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(以下「ユニット型施設」という。)は、入居者(一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設にあっては、ユニット部分の入居者。以下同じ。)から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用(以下「居住費」という。)の額の支払を受けることができることとされた。

また、居住費の額については「所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする」こととされたことに伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第41条第3項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び厚生労働大臣が定める基準により算定した額(平成15年厚生労働省告示第93号。以下「第93号告示」という。)が、併せて公布されたところである。

更に、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告

示第21号)では、小規模生活単位型介護福祉施設サービス費及び小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(以下「ユニット型施設サービス費」という。)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う指定介護老人福祉施設として都道府県知事に届け出たものにおいて、所得の状況その他の事情をしん酌して別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に、当該入居者の基準に係る区分に従い、所定単位数に33単位又は66単位を加算することとされているところであるが、これについても、先般、厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件(平成15年厚生労働省告示第82号)及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(平成15年厚生労働省告示第84号)が公布され、平成15年4月1日から施行することとされたところである。

については、これらの取扱について下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、先般、併せて指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第28号)が公布され、平成15年4月1日より、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者(一部小規模生活単位型指定短期入所生活事業者にあつては、ユニット部分の利用者)からユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の額の支払を受けることができることとされたところであるが、これについては、下記1(居住費の減額に係る部分を除く。)に準じて取り扱うこととされたい。

記

1. 居住費の受領について

(1) ユニット型施設は、居室ごとに居住費の額を定め、次の2.の減額対象者が入居する場合の減額後の額とともに、運営規程に記載しなければならない。(指定基準一部改正省令による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定基準」という。)第46条及び第58条)

この場合、居住費の算定方法は、別紙のとおりである。

(2) ユニット型施設は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、居住費の額(次の2.の減額対象者については、減額後の額。(4)において同じ。)及びその根拠について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。(指定基準第41条第4項及び第53条)

(3) ユニット型施設は、居住費の額の変更に関するルールを定め、運営規程に記載しなければならない。(指定基準第46条及び第58条)

(4) ユニット型施設は、居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。(指定基準第41条第4項及び第53条)

2. 居住費の減額について

ユニット型施設は、入居者のうち第93号告示に定める者については、居住費を減額しなければならない。

その具体的な取扱の概要は、次のとおりである。

- (1) 建築時に国の負担金若しくは都道府県等の補助金（国が社会福祉施設等施設整備費補助金を交付するものに限る。）又はこれらに準ずるもの（以下「国の補助金等」という。）を受けていないユニットの入居者であって、介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額（平成12年厚生省告示第62号。以下「標準負担額告示」という。）又は介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額（平成12年厚生省告示第64号。以下「特定標準負担額告示」という。）に規定する食費に係る標準負担額又は特定標準負担額が1日につき500円のものについては、1日につき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）に規定する一単位の単価（以下「単価」という。）に33単位を乗じて得た額を減額しなければならない。

ただし、1日当たりの居住費の額が単価に33単位を乗じて得た額を下回るときは、1日につき減額しなければならない額は、当該1日当たりの居住費の額とする。

- (2) 建築時に国の補助金等を受けていないユニットの入居者であって、標準負担額告示又は特定標準負担額告示に規定する食費に係る標準負担額又は特定標準負担額が1日につき300円（又は300円未満）のものについては、1日につき、単価に66単位を乗じて得た額を減額しなければならない。

ただし、1日当たりの居住費の額が単価に66単位を乗じて得た額を下回るときは、1日につき減額しなければならない額は、当該1日当たりの居住費の額とする。

(3) 留意事項

- ① 建築時に国の補助金等を受けていないユニットとは、当該部分の整備費に対して国の補助金等が交付されていないユニットをいうものである。
- ② 上記(1)及び(2)中「建築時」とあるのは、新築、増築又は改築のときを指すが、既存の建物を改修してユニットを造る場合にあつては、当初の建築時と改修時の双方を指すものとする。
- ③ その整備が既存の建物の買収又は改造によって行われたものであるときは、上記(1)及び(2)中「建築時」とあるのは「買収又は改造時」と読み替えるものとする。

3. ユニット型施設サービス費への加算について

- (1) 上記2. の減額対象者に係るユニット型施設サービス費には、当該減額分に相当する加算を行う。

なお、上記2. の(1)及び(2)のただし書の場合は、1日につき、1日当たりの居住費の額を単価で除した単位数（当該単位数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）を加算する。

- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第134条又は第135条の規定により運営規程の提出を受けた都道府県知事は、1日当たりの居住費の額が単価

に33単位又は66単位を乗じて得た額を下回っている施設については、介護保険法（平成9年法律第123号）第90条の規定に基づく指導監査の際、ユニット型施設サービス費への加算が適正に行われているか確認するものとする。

居住費の算定方法

1. 居住費の算定の基礎となる費用について

(1) 居住費の算定の基礎となる費用は、次の費用とする。

- ① 建物及び建物附属設備の取得費用（以下「建物費用」という。）
- ② 器具及び備品の取得費用（以下「器具及び備品費用」という。）
- ③ 修繕費
- ④ 光熱水費及び燃料費

(2) 建物費用については、次のとおりとする。

- ① 国庫補助算定対象となる設備のうち浄化槽、エレベーター、スプリンクラー、消融雪設備、介護用リフト等の取得費用を含まない。
- ② 借入金の元利償還金を含む。
- ③ 建物を改修してユニットを造る場合にあつては、改修部分の当初の建築に係る建物費用の自己負担額を基に、償却期間20年間の定額法で当該建物費用の残存価値を算出し、これに改修に要する費用を加えて、建物費用を算出する。

(3) 器具及び備品費用については、次のとおりとする。

- ① 車椅子、特殊寝台等の福祉用具の取得費用を含まない。
- ② 賃借料を含む。

(4) 修繕費は、建物及び建物附属設備並びに器具及び備品の修繕又は模様替えの費用を指す。

2. 居住費の算定について

(1) 上記1. の(1)の費用の中から、次の方法により、ユニットに係る費用を算出する。

① ユニットの建物費用

ア 建物費用（借入金利息を除く。以下アにおいて同じ。）は、ユニットの建築床面積と、ユニット以外の部分の建築床面積の比で按分して算出する。

ただし、借入金利息については、ユニットに係る建物費用の自己負担額と、ユニット以外の部分に係る建物費用の自己負担額の比で按分して算出する。なお、それぞれに係る建物費用の自己負担額は、建物費用をユニットの建築床面積とユニット以外の部分の建築床面積の比で按分して算出した額から、それぞれ、支弁された施設整備費補助金の額を控除することにより算出する。

イ 建物を改修してユニットを造る場合にあつては、建物費用のうち改修に要する費用（借入金利息を含む。）は、実態に則して、できる限りユニットに係る費用と、ユニット以外の部分に係る費用に振り分ける。

振り分けることができない費用については、上記アの取扱に準じて算出する。

② ユニットの器具及び備品費用、修繕費並びに光熱水費及び燃料費

実態に即して、できる限りユニットに係る費用と、ユニット以外の部分に係る費用に振り分ける。

振り分けることができない費用については、ユニットの建築床面積と、ユニット以外の部分の建築床面積の比で按分して算出する。

(2) 上記(1)により算出したユニットに係る費用を基に、次の方法により①及び②を算定し、その合計額をもって、居室ごとの居住費の額を算定する。

なお、居住費の額は、居室によって、その面積等を基準に異なる額とすることができる。

① 建物費用分

ア ユニットの建物費用と、原価算定期間（費用を回収するための期間をいう。以下同じ。）中に見込まれる居住費の建物費用分の合計額が一致するように設定する。

（参考）ユニットの建物費用＝居住費の建物費用分×原価算定期間×入居者見込数
（現在価値で換算した額が一致するように設定して差し支えない。）

イ 原価算定期間は、20年以上の期間を設定するものとする。

ただし、建物を改修してユニットを造る場合にあっては、「改修後の建物の残存使用可能期間として合理的に見積もられる期間」を原価算定期間とする。なお、「当初の建築時から改修に至るまでの経過期間」と「改修後の建物の残存使用可能期間として合理的に見積もられる期間」の合計は、20年以上としなければならない。

② ユニットの器具及び備品費用、修繕費並びに光熱水費及び燃料費分

償却資産の耐用年数等の合理的な基準や過去の実績を基礎として、適切に見積もる。

なお、見積もり当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは、当該費用を基礎として、居住費の額を変更することができる。